

○広島修道大学大学院既修得単位認定細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則第19条第3項の規定に基づき、広島修道大学大学院（以下、「本大学院」という。）において行う既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

(認定方法)

第2条 既修得単位の認定は、研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

2 研究科委員会は、本大学院の学則、研究科履修細則、講義要項及び第4条に定める提出書類に基づき、本大学院において認定する授業科目名、単位数及び評価を決定する。

(申請時期)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに申請しなければならない。

(提出書類)

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書
 - (2) 成績証明書
 - (3) 単位修得した大学院の規程（学則・履修細則等）
 - (4) 単位修得した授業科目の内容を示す書類（講義要項等）
 - (5) その他研究科委員会において必要と認める書類（既修得単位説明書等）
- 2 本大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、前項第3号及び第4号を除いた書類を提出すれば足りるものとする。

(認定単位数)

第5条 既修得単位の認定単位数は、15単位を上限とする。

2 本大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、前項の制限単位外とする。

(その他必要事項)

第6条 その他既修得単位の認定に関する必要な事項については、研究科委員会においてこれを定める。

(事務担当)

第7条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、1995年5月11日に制定し、1995年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、第1条、第5条及び附則の第2項を2004年2月9日に改正し、2004年4月1日から施行する。
- 3 この細則は第1条を改正し、第4条及び第5条にそれぞれ第2項を追加し、2005年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 5 この細則は、2015年9月3日に第7条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 6 この細則は、2017年5月10日に、第5条を改正し、2017年4月1日に遡って施行する。
- 7 この細則は、2020年12月2日に第1条、第2条第2項及び第5条第1項を改正し、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。